

新旧対照表

(石油の数量査定及び価格鑑定について)

新	旧
(1) 及び (2) (省略) (3) 価格等の異なる同種かつ同質の油 (原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの(関税暫定措置法第 8 条の 9 に規定する同法別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)の(1)に該当する農林漁業用重油にあつては同条の規格の範囲内のものに限る。) として取引きされる場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。) を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合 (A) ~ (C) (省略) (4) (省略)	(1) 及び (2) (同左) (3) 価格等の異なる同種かつ同質の油 (原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの(関税暫定措置法第 8 条の 7 に規定する同法別表 1 (A) 第 2710.00 号-1-(4)-A-[2]-[] に該当する農林漁業用重油にあつては同条の規格の範囲内のものに限る。) として取引きされる場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。) を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合 (A) ~ (C) (同左) (4) (同左)